

社会保険に関する一般常識

社会保険に関する一般常識 選択式 令和2年の解説です。

- ★★★…優しい問題。必ず得点を上げる必要あり。
- ★★…やや難問。
- ★…未知の問題。

(雇用保険法 総評)

【 A 】	【 B 】	【 C 】	【 D 】	【 E 】
★★	★★★	★★	★★	★★★

統計、介護保険法、国民健康保険法、国民年金法からの出題です。

〔問 5〕 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

1 「平成 29 年度社会保障費用統計（国立社会保障・人口問題研究所）」によると、平成 29 年度の社会保障給付費（ILO 基準）の総額は約【 A 】 円である。部門別にみると、額が最も大きいのは【 B 】であり、総額に占める割合は 45.6% となっている。

2 介護保険法第 67 条第 1 項及び介護保険法施行規則第 103 条の規定によると、市町村は、保険給付を受けることができる第 1 号被保険者である要介護被保険者等が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から【 C 】 が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとするとしている。

3 国民健康保険法第 13 条の規定によると、国民健康保険組合は、同種の事業又は業務に従事する者で当該組合の地区内に住所を有するものを組合員として組織し、当該組合の地区は、【 D 】 の区域によるものとされている。ただし、特別の理由があるときは、この区域によらないことができるとされている。

4 国民年金の第 1 号被保険者が、国民年金基金に加入し、月額 20,000 円を納付している場合において、この者が個人型確定拠出年金に加入し、掛金を拠出するときは、月額で【 E 】円まで拠出することができる。なお、この者は、掛金を毎月定額で納付するものとする。

■選択肢

- ① 3,000 ② 23,000 ③ 48,000 ④ 68,000
 ⑤ 1 年 ⑥ 1 年 6 か月 ⑦ 1 又は 2 以上の市町村
 ⑧ 1 又は 2 以上の都道府県 ⑨ 2 以上の隣接する市町村
 ⑩ 2 以上の隣接する都道府県 ⑪ 2 年 ⑫ 6 か月
 ⑬ 100 兆 ⑭ 120 兆 ⑮ 140 兆 ⑯ 160 兆
 ⑰ 医療 ⑱ 介護対策 ⑲ 年金 ⑳ 福祉その他

■解答

- A ⑭ 120 兆 B ⑲ 年金 C ⑥ 1 年 6 か月 D ⑦ 1 又は 2 以上の市町村
 E ③ 48,000

1 から確認していきます。

1 「平成 29 年度社会保障費用統計（国立社会保障・人口問題研究所）」によると、平成 29 年度の社会保障給付費（ILO 基準）の総額は約【 A 】円である。部門別にみると、額が最も大きいのは【 B 】であり、総額に占める割合は 45.6% となっている。

平成 27 年 問 10A に金額及び部門別の割合の問題が出題されています。

（下記は、2020 年版 早回し過去問論点集より）

A は、【120 兆円】。B は、【年金】ということになります。

□「平成 24 年度社会保障費用統計（国立社会保障・人口問題研究所）」によると、平成 24 年度の社会保障給付費の総額は 108 兆 5,568 億円であり、部門別にみると、「年金」が 53 兆 9,861 億円で全体の 49.7% を占めている。次いで「医療」が 34 兆 6,230 億円で全体の 31.9%、「福祉その他」は 19 兆 9,476 億円で 18.4% となっている。

[正解 H27 年-10A] 改題

医療と年金の記載を逆にした問題でしたが、修正して正解の肢にしています。

最新のデータでの作問



□「平成 29 年度社会保障費用統計（国立社会保障・人口問題研究所）」によると、平成 29 年度の社会保障給付費の総額は 120 兆 2,443 億円であり、部門別にみると、「年金」が 54 兆 8,349 億円で全体の 45.6% を占めている。次いで「医療」が 39 兆 4,195 億円で全体の 32.8%、「福祉その他」は 25 兆 9,898 億円で 21.6% となっている。

【POINT】

「平成 29 年度 社会保障費用統計」（令和元年 8 月 2 日公表）最新データ

- 「社会保障給付費」の総額…120 兆 2,443 億円
対前年度増加額…1 兆 8,353 億円、伸び率は 1.6%
- 社会保障給付費を「年金」、「医療」、「福祉その他」の部門別にみると、
「年金」…54 兆 8,349 億円（45.6%）
「医療」…39 兆 4,195 億円（32.8%）
「福祉その他」…25 兆 9,898 億円（21.6%）
「福祉その他」のうち「介護対策」…10 兆 1,016 億円（8.4%）
- 部門別社会保障給付費の対前年度伸び率は、
「年金」…0.8%

「医療」…1.6%
「福祉その他」…3.1%（「福祉その他」のうち「介護対策」は 4.1%）

社会保障給付費の総額が、過去最高を更新し、初めて 120 兆円を超えた。

平成 29 年度に社会保障給付費の総額が 120 兆円を超えたということは重要。

次に 2 に進みます。

2 介護保険法第 67 条第 1 項及び介護保険法施行規則第 103 条の規定によると、市町村は、保険給付を受けることができる第 1 号被保険者である要介護被保険者等が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から【 C 】が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとしてされている。

介護保険法の中で、「保険料滞納⇒保険給付の全部又は一部差止めの規定」を学習するのはかなり難しいところですが、国民健康保険法から類推して解答することが求められます。

(教材 ターゲット 5000 より)

【法 63 条の 2】 保険給付の差止め

【問題】 保険者は、保険給付を受けることができる世帯主又は組合員が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から [①] 月間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。

① 1 年 6

【問題】 保険者は、保険給付を受けることができる世帯主又は組合員が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から 1 年 6 月間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、保険給付の全部の支払を一時差し止めるものとする。

(×) 保険給付の全部⇒保険給付の全部又は一部

次に 3 に進みます。

3 国民健康保険法第 13 条の規定によると、国民健康保険組合は、同種の事業又は業務に従事する者で当該組合の地区内に住所を有するものを組合員として組織し、当該組合の地区は、【 D 】の区域によるものとされている。ただし、特別の理由があるときは、この区域によらないことができる」とされている。

- | | | | |
|------------------|----------------|-----------------|----------|
| ① 3,000 | ② 23,000 | ③ 48,000 | ④ 68,000 |
| ⑤ 1 年 | ⑥ 1 年 6 か月 | ⑦ 1 又は 2 以上の市町村 | |
| ⑧ 1 又は 2 以上の都道府県 | ⑨ 2 以上の隣接する市町村 | | |
| ⑩ 2 以上の隣接する都道府県 | ⑪ 2 年 | ⑫ 6 か月 | |
| ⑬ 100 兆 | ⑭ 120 兆 | ⑮ 140 兆 | ⑯ 160 兆 |
| ⑰ 医療 | ⑱ 介護対策 | ⑲ 年金 | ⑳ 福祉その他 |

国民健康保険組合の組合員の組織に関する問題です。

「隣接」という言葉には、馴染まないのが、⑦市町村か⑧都道府県での比較になります。

平成 29 年度までは、国民健康保険法の保険者は、「市町村及び特別区」であったところを、財政基盤の強化のために平成 30 年度から保険者を、「都道府県は、市町村（特別区を含む）とともに、国民健康保険を行う。」としています。

そこから考えて「都道府県」と迷うところですが、

- ・「地区内に住所を有するものを組合員として組織」から「地区内」という比較的狭い言葉
- ・もともとは、市町村（特別区を含む）が主体

ということから類推して⑦ 1 又は 2 以上の市町村になります。

次の 4 に進みます。

4 国民年金の第 1 号被保険者が、国民年金基金に加入し、月額 20,000 円を納付している場合において、この者が個人型確定拠出年金に加入し、掛金を拠出するときは、月額で【 E 】円まで拠出することができる。なお、この者は、掛金を毎月定額で納付するものとする。

① 3,000 ② 23,000 ③ 48,000 ④ 68,000

掛金の上限は、月額 6 万 8,000 円です。

ただし、個人型確定拠出年金にも加入している場合は、その掛金と合わせて 6 万 8,000 円以内になるので、③48,000 円になります。

(了)